

輯五十二第料資査調會社

(月三年一十和昭)

狀現の者働勞人鮮朝京在

課會社府京東

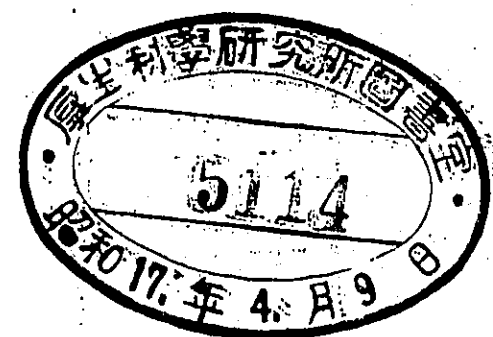
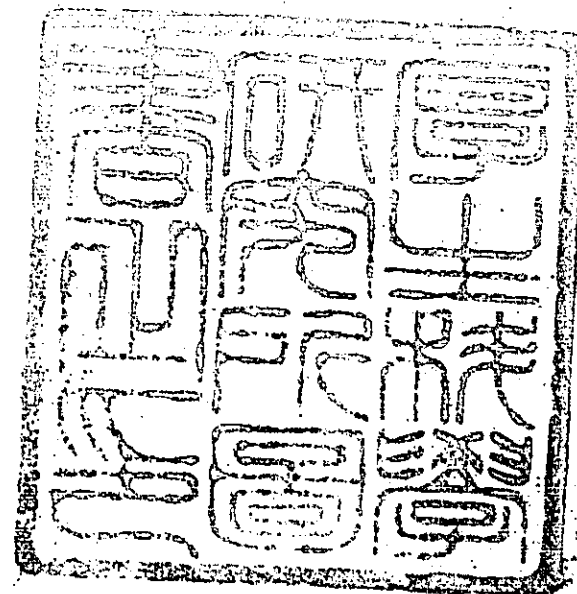
国立保健医療科学院蔵書



10012133

S
A
21

S
A
21



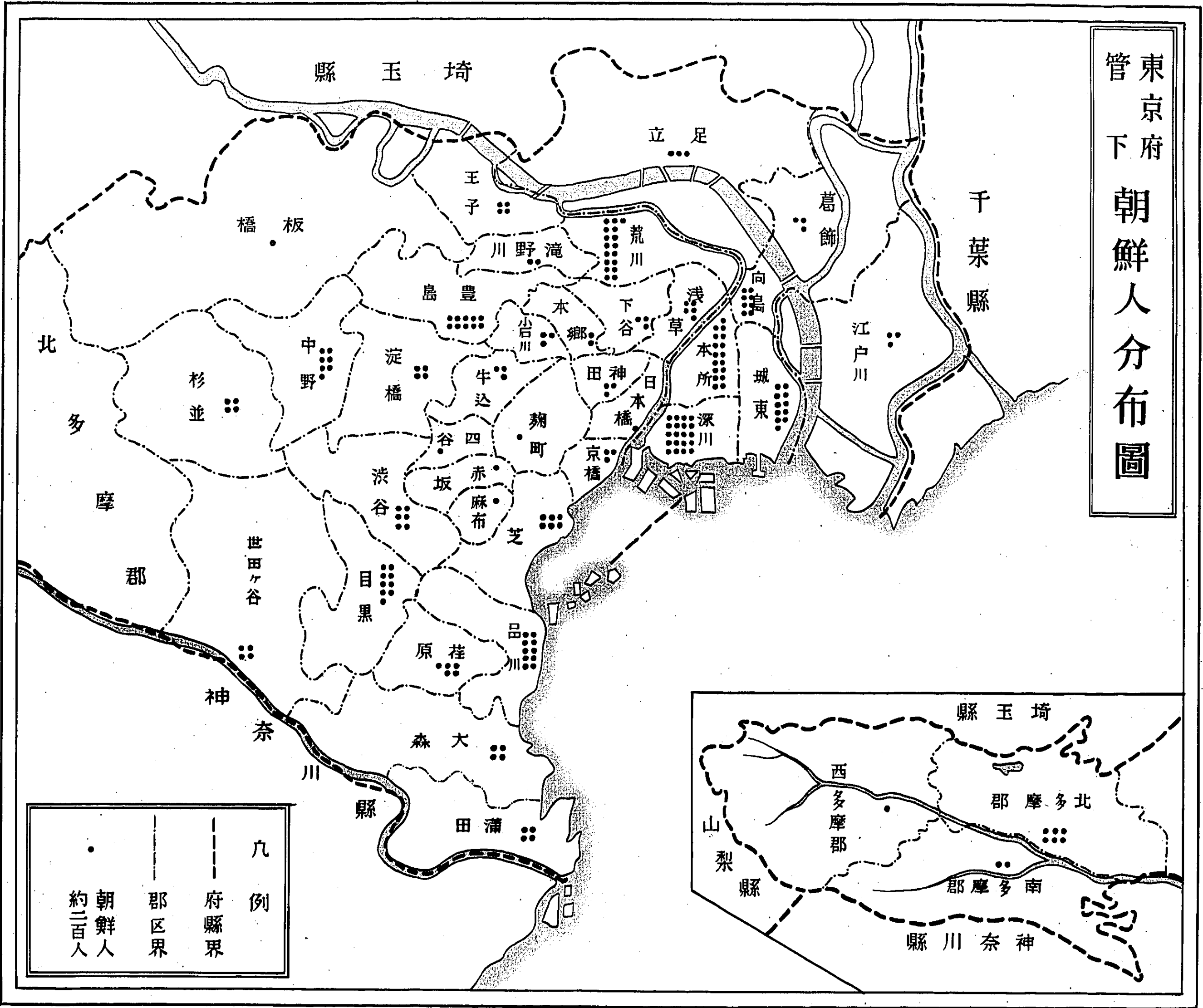
凡 例

- 一、本調査は、在京朝鮮人労働者の分布状況、渡航の原因、雇傭関係、失業の状態、生活並生計状態、其他を詳かに調査し、一般の参考に供するため、謄寫に代へて印刷に附したものである。
- 一、本調査は、在京朝鮮人労働者中世帯持一、九三三世帯、單獨者一、七六六名に就て標本的に尋問調査を行ったものである。
- 一、本調査は、昭和九年十一月より、同十年二月に亘る四ヶ月間に施行せるものであるが、記入は調査當日の現在に據るもので、調査事項は卷末に附せる調査票の通りである。
- 一、本調査施行に當り、管下の各朝鮮人保護施設、簡易宿泊所、警視廳及各警察署等の多大なる援助を受けた。茲に厚く感謝の意を表する次第である。

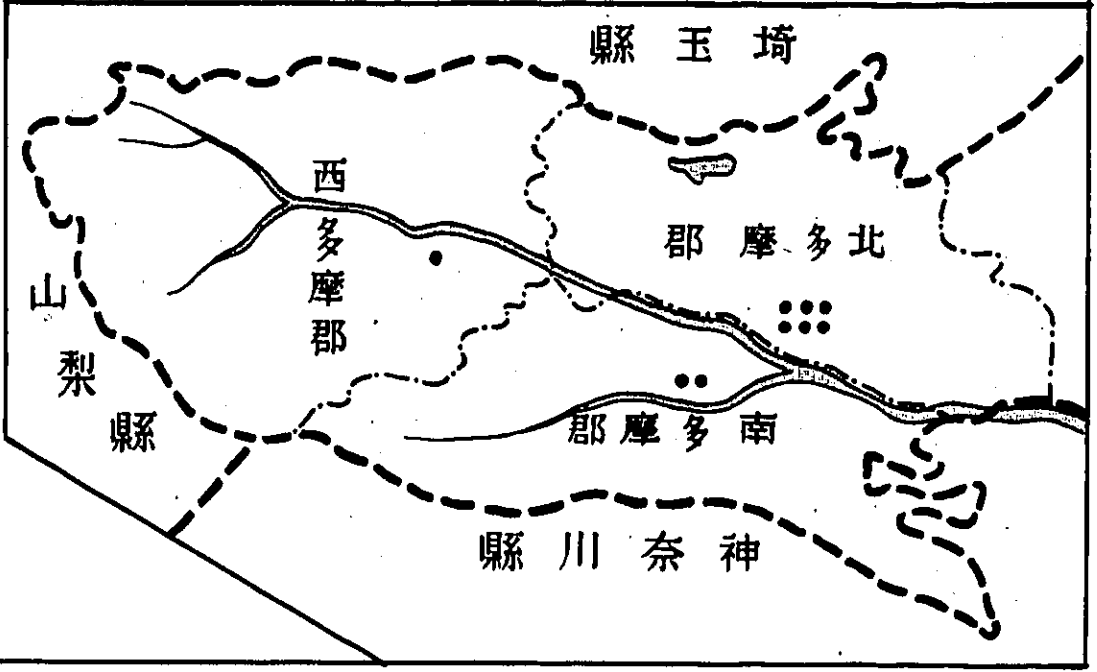
昭和十一年四月

東京府學務部社會課

東京府
下朝鮮人分布圖



●	朝鮮人	九
○	約二百人	例
—	郡区界	
- - -	府縣界	



寫眞說明

- ① 豊島區日之田町附近（水久保下車）
- ② 同上 住宅内部
- ③ 芝區芝浦月見町二丁目
- ④ 深川區龜崎町（藤倉電線前）
- ⑤ 芝區芝浦高濱町（天照園）
- ⑥ 芝區芝浦月見町三丁目
- ⑦ 北多摩郡調布町上石原
- ⑧ 同上 部落住宅内部

右は、必らずしも密集大集團地區を意味するものではないが、住居者自身の手で粗雑に建てた手製のバラック等、最も特異性の多き場所を選んで撮影したものである。

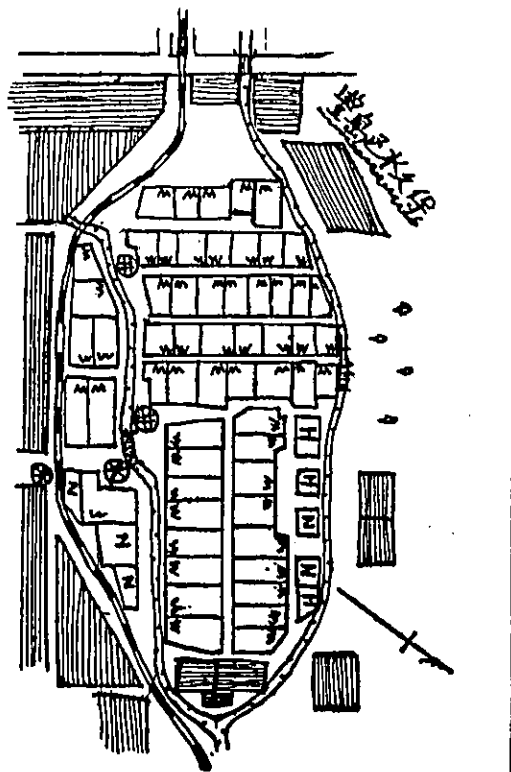




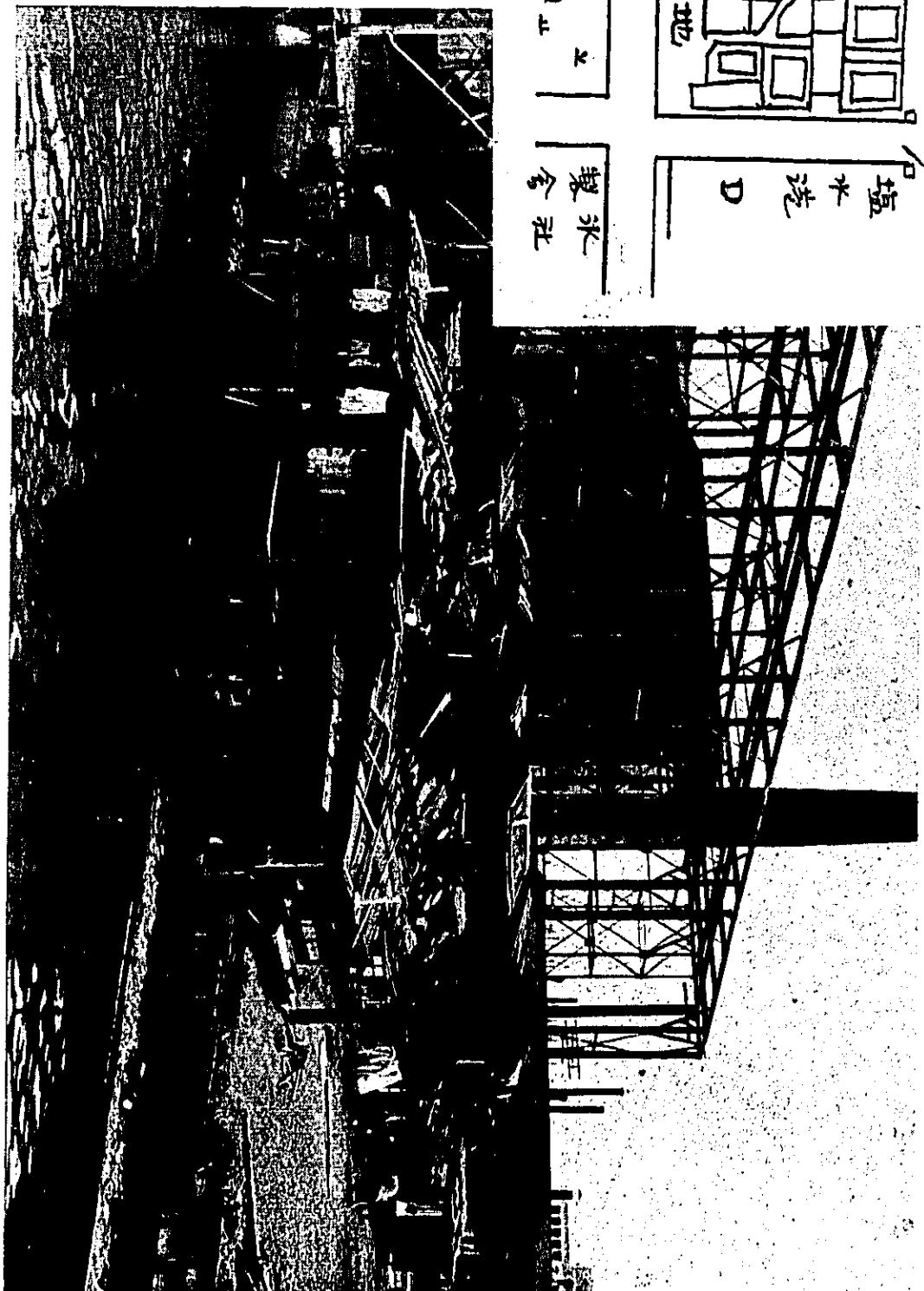
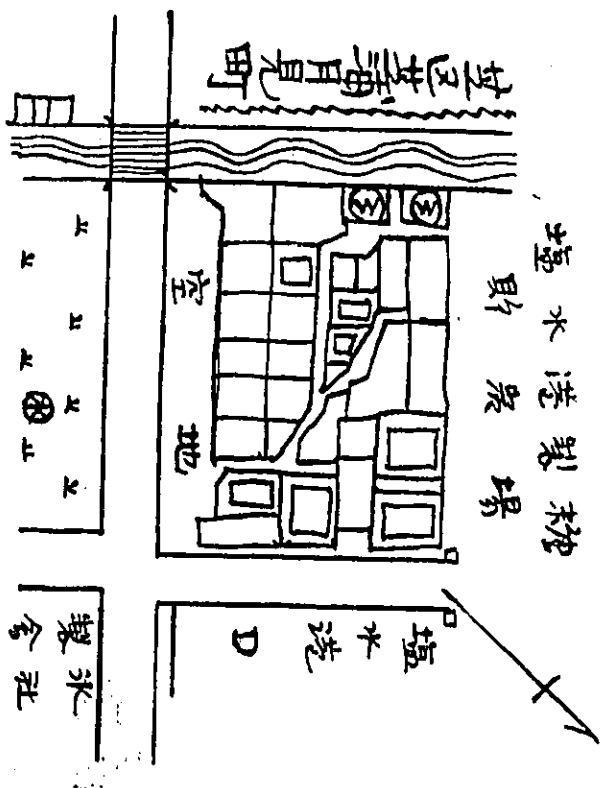
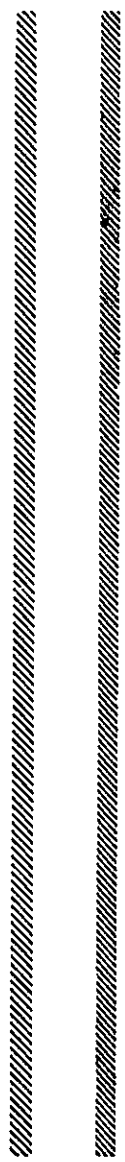
1

富良野は「豊島區日之出町の集團ブロックである、本建物は大地震直後應
急施設として建築したものであるが、現在は朝鮮人労働者が最後の利
用者として、之に住んでゐる状態で、府下に於ける屈指の不良住宅地
區である事は勿論である。

富真は一同じく豊島區日之出町の
集團地區内部及其の略圖

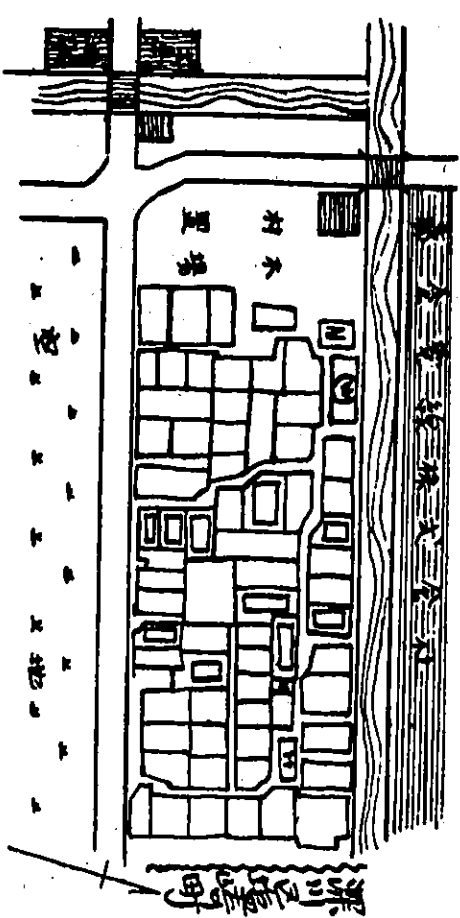


②



③

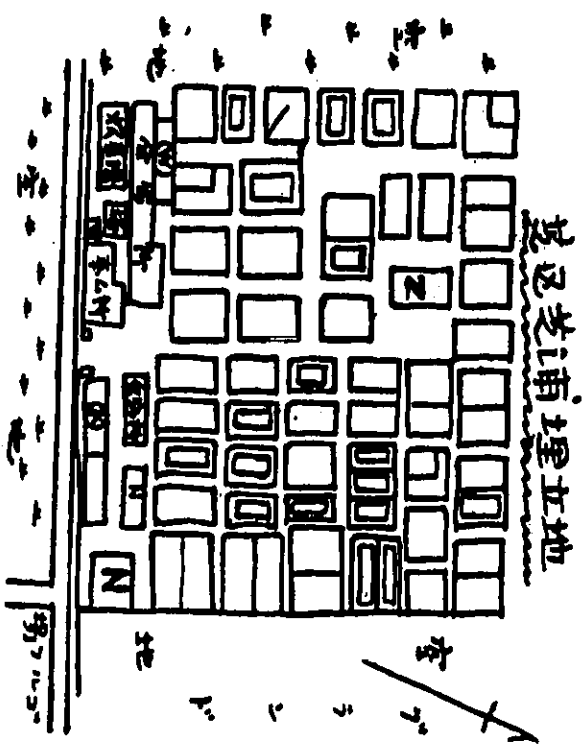
富真は「芝浦見月町埋立地鹽水港製氷糖會社の石炭置場に建てられた朝鮮
人労働者集團部落で、附近の工場に通ふ常備労働者が多い。之は自分
達の手で建てた手製のバラックで年々高層化して行く處に氣が着く。
之だけの集團で便所が二穴しかないのは注意に價するものである。



4



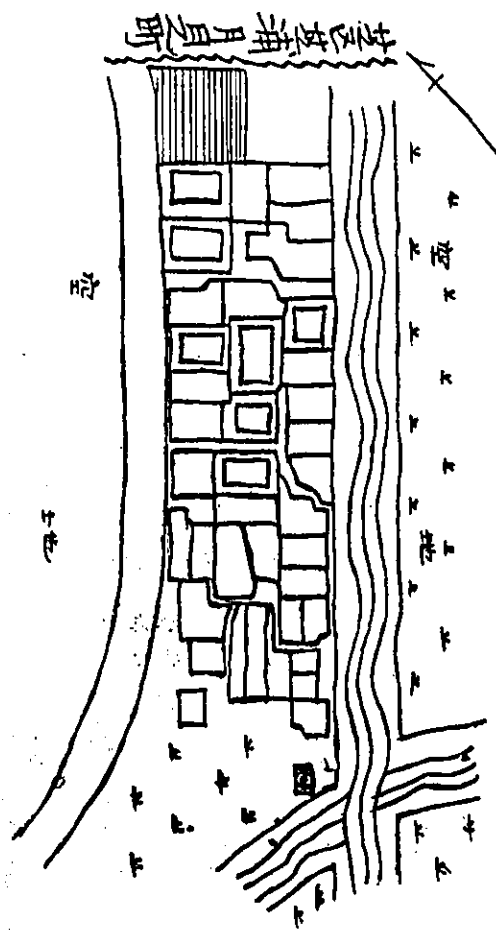
富真は「深川區鹽崎町にある集團で、震災後空地を利用して建てた穴
 ラックを次から次へと高層化して行く處に氣が着くものである。之
 も便所の少いのに一層を要するものである。



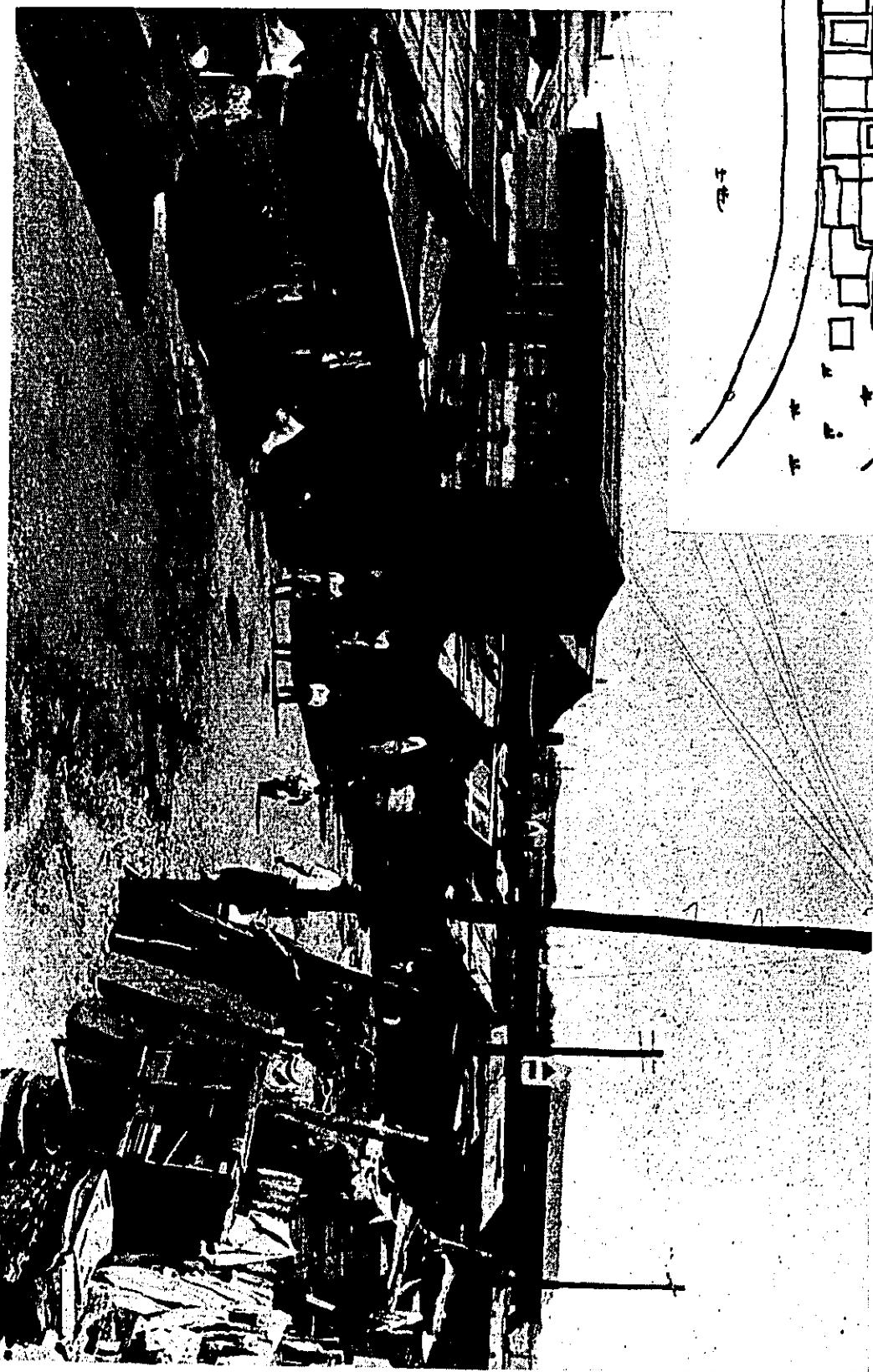
5

富真は「芝浦高濱町埋立地の中央部に、東京市より一部分の地所を借り受けて、やはり
 自分達で建てた集團、俗稱天照園と稱してゐる。段々高層化して行く處にその住宅難
 の一部が窺はれるのである。





⑥



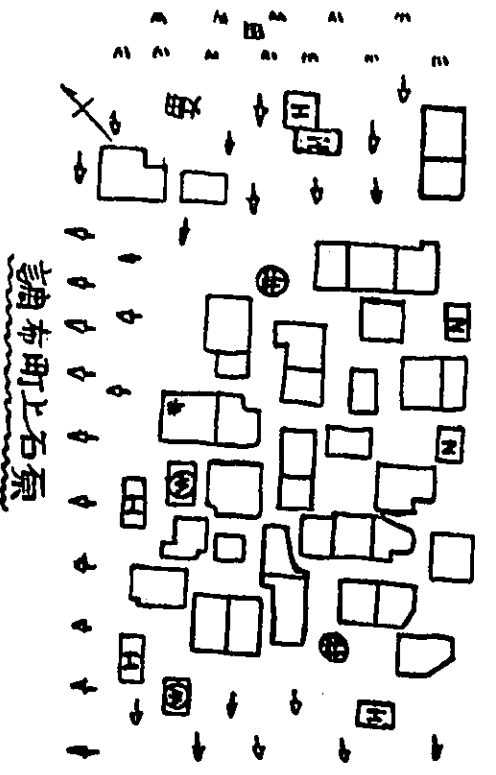
釜淵は上下共府下調布町上石原國領にある集團で、集團中、最も朝鮮色の濃厚な場所である。之もやはり自分達の手で建てたもので、在住者は主として多摩川の砂利掘を業とする者が多く、その他は自由労働に従事するものである。此處は、場所柄純然たる朝鮮式の生活營んでゐるのが特色である。



釜淵は上下共府下調布町上石原國領にある集團で、集團中、最も朝鮮色の濃厚な場所である。之もやはり自分達の手で建てたもので、在住者は主として多摩川の砂利掘を業とする者が多く、その他は自由労働に従事するものである。此處は、場所柄純然たる朝鮮式の生活營んでゐるのが特色である。

⑦

窟窿は上圖の内部を表はしたもので
 略圖の如く多摩川畔の田圃の中に
 點在して環境は自然美の豊かな處
 である。



目次

- I. 序 一
- II. 朝鮮人労働者の概観 七
 - 一、移住の沿革と現状 八
 - 1、渡航状況と附帯條件 三
 - 2、渡航當時の所持金 元
 - 二、在京朝鮮人労働者の過去と現在 四
 - 三、來住期間 元
- III. 雇傭関係と労働状況 五
 - 一、労働市場と朝鮮人労働者 六
 - 二、朝鮮人労働者の長所と短所 六
 - 三、雇傭状況 六
 - 1、就職の方法 六
 - 2、勤勞状況 七

四、失業問題	元
1、登録労働者調	九

IV. 生活實狀と生計内容

一、はしかき	一〇
二、住居と住宅	一三
三、収入及支出	一四
1、収入	一四
2、支出	一四
3、剩餘、貯金、送金、公私救助の有無	一五
四、其他の生活實狀	一五
1、年齢と配遇	一五
2、教 育	一六
3、就學狀況	一六
4、宗 教	一七
5、保健衛生	一七
6、趣味嗜好	一七

V. 結 語

附 調査に就て	一四
---------	----

附

録

府下に於ける朝鮮人の密集地域に関する調査	一〇一
----------------------	-----

I
序

日韓合併後早くも茲に、二十五星霜を重ねるに至つた。短い様でありながら、四分の一世紀が、日鮮兩民族の共同的理想とする政治的工作に費消された。その歴史的過程には、種々雑多なる波瀾曲折があり、涙ぐましい努力の結晶が残されたのである。ひたすら東亞全局の平和と、内鮮兩民族の共存共榮のために、數多き犠牲と、努力が盡された結果、現今に於ける一般的關係は、誠に好轉を示し、理想的大業を目指して邁進してゐる現状である。乍併、産業上の諸問題や、經濟上の諸關係が、歴史的に、更に地域的に相異する處から、その生活状態は凡ゆる點に同一レベルに達することが出來ず、そのために數々の難問題が未解決の儘現今に持續されてゐることは、誠に遺憾に堪へぬ次第である。

如斯に、兩者の經濟的、文化的生活標準が、同一ならざる以上、生活諸條件の低位にある、朝鮮に於ける無産大衆が、漸次内地の産業界や、労働市場に向つて流入するのは、必然過ぎる經濟學上の原則で、水の低きに流るゝものと同等の變る處がない。

一時、朝鮮人労働者の内地移住を稱して失業の輸入であると評したのは、極めて適切な見解であり、正しき批判である。勿論、之は朝鮮人労働者の内地移住に伴ひ、惹起する社會的現象を論評した言葉であるが、現今に於ても該の事象は、益々深刻化する傾向を示してゐる。之がために、朝鮮人労働者の内地渡航さへ制限せねばなら

なかつた結果、この問題は、失業問題と共に、内鮮兩民族に投げられた、誠に杞憂すべき一大政治的關心事と云はなければならぬであらう。

朝鮮人労働者の來住の原因は、上述の通り、内鮮兩者の經濟的生活状態の不均當から醸成された一種の後生的社會問題と見るのを以て妥當とするも、その根源をなすものは、日韓合併といふ先行的政治的背景を主體として、經濟的乃至社會的諸條件の解剖に遡るのが最も正鵠なる方法とせねばならぬ。即ち、朝鮮が、最新に於ける日本帝國の領土として、又、朝鮮人が新附の日本臣民として、東亞恒久の、平和の建設のために合併を爲し、その理想を現實する工作過程に於て、如何にその命題が嚴肅であり、必然的なものにしても、未だ兩者の經濟的生活水準が一致せざる以上、より低劣な生活群に犠牲の度が深刻なのは、經濟原理の然らしむる必然な道である。現實のありのまゝを以てすれば、朝鮮人は、經濟的生活に於て、より低劣な立場と、恵ぐまれざる文化に、甘じてゐることが事實である。けれども之は、必らずしも日韓合併そのものが齎らした、朝鮮人にとつての一方的桎梏の責に歸すべきものではなく、近代資本主義經濟制度の生成に伴ひ、未だ經濟的に幼稚な域を脱しない朝鮮が、遅かれ、早かれ一度は受けねばならない歴史的必定の洗禮であることも辭み難い處である。然へ上るやうな勢ひで膨脹する新興日本にとつて、併合當時の朝鮮に於ける、凡ゆる制度組織は、兩者の優劣を競ふべくしてあまりにも差異があり、又兩者が併立すべくしてもあまりにも、その實力内容に於て距離があつた。現今に於ける、朝鮮及び朝鮮人に關する一切の社會問題は、如上の生活程度の不均等から發生した問題であり、朝鮮人労働者の内地移住の動機、原因等も、又茲に源を發してゐることは前述の通りである。

けれども、生きんとする慾望は、なにより先立つ人間の本能であり、より良き生活への憧憬は、人間慾望の最

大なるものでなければならぬ。此の意味を以てすれば、若し朝鮮人労働者にして、人間の本能と、慾望を所持する限り、於て、文化的生活と、經濟的生活に低劣な境遇から脱出し、より高度の文化と、經濟市場を求めて、内地移住を企てることに何等の異議を挟む餘地を認むることが出来ぬ。然し乍ら如何せん！ 現下内地に於ける産業界及び労働市場は、數年來打續く不況と、農村の疲弊に伴ひ離農する、多くの農村労働者の都市集中の傾向激甚のために、都市は勿論、農、山、漁村の生活は、極貧化する者が簇出し、都市に於ては、失業者が街路に汎濫する状態を現出するに至つたのである。事態茲に至れるを以て、失業の輸入と解される朝鮮人労働者の渡航が、漸く社會的重大なる問題と化し、引いては、その渡航の制限、若くは阻止に關する制度を實施するに及んだのである。之は勿論内地に於ける一般労働者の地位を擁護し、その生活を保護する意味に於て、最も適切な處置と見ることが赦されるも、一方、同一國民の國內旅行の自由を阻止する意味に於いて、民族的差別觀念を喚起する最悪の制度として一般朝鮮民衆の不平不満の對象となつて居る點、この制度に就いては、將來篤と考慮を要する問題とせねばならぬ。

要するに、目下に於ける朝鮮人労働者を繞る諸問題は、例ひその發生の責任が彼等自身にあるにしても、その解決の責任と、方策は、決して彼等一個人に存するものではない。之は、飽くまで一般的内政問題の一つとして國家的乃至社會的任務として、最も合理的な方法を以て之が解決に處すべきが至當である。

吾々は、朝鮮人労働者が産業界に於ける最も優良なる労働者群として、また國家の一員として、あらゆる場合の機會を均等にし、働く權利をより以上伸張することに絶へず努めるものである。而して、彼等の實力を益々發揮せしめ、その生活の向上發展と、幸福を擁護することは、獨り彼等一個人の幸福を意味するものではなく、一

般内政問題の解決を前提とするものであり、國家社會の安寧を維持する上に重要な問題と信ずるものである。

吾々は、斯る信念の下に、朝鮮人労働者問題を社會的緊要なる問題となし、之が解決の曙光を早からしむるため努むるものである。本調査が、斯の意味に於ける拍車ともなれば幸ひである。

II 朝鮮人労働者の概観

一、移住の沿革と現状

八

朝鮮人の内地移住の沿革は、相當古い歴史に遡るが、該問題が一種の社會問題として登場し一般に論議される様になつたのは、極めて最近に屬するものである。

現今内地に於ける朝鮮人の總數は、約四十萬と稱してゐるが、その實際に於ては之を超過するものと思考されるのである。朝鮮人勞働者の内地移住に關する沿革を考察すれば、仍ち、

明治三十二年七月二十八日勅令第三五二號

(條約若クハ慣行ニ依リ居住ノ自由ヲ有セサル外國人ノ居住及營業等ニ關スル件)

第一條 外國人ハ條約若クハ慣行ニ依リ居住ノ自由ヲ有セサル者ト雖モ從前ノ居留地及雜居地以外ニ於テ居住移轉營業其ノ他ノ行爲ヲ爲スコトヲ得 但シ勞働者ハ特ニ行政官廳ノ許可ヲ受クルニ非サレハ從前ノ居留地及雜居地以外ニ於テ居住シ又ハ其ノ義務ヲ行フコトヲ得ズ

當時の我國社會事情から觀察すれば、右の但書に相應する外國人勞働者といふのは支那人及朝鮮人の兩者に限られるもので、當時日本内地に渡航を企てる、支那及び朝鮮人勞働者は事實に於て阻止されたので、其のために惹起する社會問題は皆無の状態であつた。處が明治四十三年八月、日韓合併が實施され、同規定は朝鮮人に適用されなくなつたが、大正八年に至り朝鮮總督府警務總監部令第三號に依り朝鮮本土を離れる場合、朝鮮人に旅行證明制度を布くやうになつたのである。仍ち、

大正八年四月警令第三號

(朝鮮人ノ旅行取締ニ關スル件)

朝鮮人ノ旅行取締ニ關スル件左ノ通り定ム

第一條 當分ノ内朝鮮外ニ旅行シ又ハ朝鮮内ニ渡來スル朝鮮人ハ左ノ各號ニ依ルヘシ

一、朝鮮外ニ旅行セントスル者ハ居住地所轄警察署警察ノ事務ヲ取扱フ憲兵分隊 憲兵分遣所ヲ含ム以下同ジ 又ハ警察官駐在所憲兵駐在所ヲ含ム以下同ジニ旅行ノ目的及旅行地ヲ届出テ旅行證明書ノ下附ヲ受ケ朝鮮最終ノ出發地ノ警察官憲兵ヲ含ム以下同シニ之ヲ提示スヘシ

二、朝鮮内ニ渡來セムトスル者ハ前號ノ證明書又ハ在外帝國公館ノ證明書ヲ朝鮮最初ノ到着地ノ警察官ニ提示スヘシ

三、前二號ノ證明書又ハ外國旅券規則ニ依ル旅券ヲ有セサル者ハ朝鮮最終ノ出發地又ハ朝鮮最初ノ到着地ヲ管轄スル警察署又ハ警察官駐在所ニ自ラ出頭シ旅行ノ目的及旅行地ヲ届出ツヘシ 但シ警察官ニ於テ取締上特ニ其ノ必要ナシト認メタル者ハ此ノ限りニアラス

第二條 本令ノ規定ニ違反シタル者ハ拘留又ハ科料ニ處ス

附則 本令ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

右の様な取締規定に依つて朝鮮人一般の旅行に就て相當手厳しく取締をなした結果朝鮮人の内地渡航は次第に制限され、其の法規が朝鮮人の旅行の阻止に全目的がないにしても、事實に於て自國內の旅行の自由を阻止するものとして之に對する批難の聲が絶へない状態では結局大正十一年十二月廢止された。

朝鮮總督府令第一五三號

九

大正八年警務總監部令第三號ハ之ヲ廢止ス

本令ハ發布ノ日ヨリ施行ス

大正十一年十二月十五日

之に依つて、法規上旅行する朝鮮人の内地渡航は自由になつたが、事實に於て、渡航證明書制は、繼續され、現今なほ渡航に要する手續は相當嚴重に行はれ、殆ど渡航が不可能な状態にまで立至つてゐると云はれてゐる。以上は、朝鮮人労働者の内地渡航に關する取締と手續等の問題であるが、朝鮮人の内地渡航及歸還數を年次的に見れば左の通りである。

渡航歸還年別調

慶尙南道警察部調

年 別	渡 航	歸 航	差 引
大正六年	一四、〇二二	三、九二七	一〇、〇八五
七 年	一七、九一〇	九、三〇五	八、六〇五
八 年	二〇、九六八	一二、七三九	八、二二九
九 年	二七、四九七	二〇、九四七	六、五五〇
十 年	三八、一一八	二五、五三六	一二、五八二
十 一 年	七〇、四六二	四六、三二六	二四、一三六
十 二 年	九七、三九五	八九、七四五	七、六五〇

昭 和 元 年	十 三 年	十 四 年
二 年	一三二、二一五	一三二、二一五
三 年	一三二、二七三	一三二、二七三
四 年	九一、〇九二	一一二、四七一
五 年	一三八、〇一六	八三、七〇九
六 年	一六六、二八六	九三、九九一
七 年	一五三、五七〇	一一七、五二二
八 年	一五三、五七〇	九八、二七五
九 年	九三、六九九	一〇七、七一一
十 年	九三、六九九	七七、五七八
十 一 年	一〇一、八八七	六九、四八八
十 二 年	一〇一、八八七	六九、四八八

△印は歸還超過を示す

更に、内地に在住する朝鮮人の總數を各府縣別に見ると左の通である。

内地在留朝鮮人員數

昭和五年六月

府 縣 別	戸 數	男	女	計
東 京 府	三、五七八	二五、九四四	四、三一六	三〇、二六〇
神 奈 川 縣	一、三二四	六、八七五	一、九八四	八、八五九
大 阪 府	八、八四一	四九、七五四	一九、四二七	六九、一八一

京都府	一、五五一	一三、七八五	三、四二七	一六、二二二
兵庫縣	二、二四四	一〇、四六四	五、〇八七	一五、五五一
廣島縣	一、一一四	五、〇四八	一、九〇三	六、九五二
愛知縣	二、八四二	一五、二九八	七、八四五	二三、一四三
三重縣	一、〇五〇	五、一五四	一、五二三	六、六七七
山口縣	一、三九〇	七、五六〇	二、五五三	一〇、一一三
福岡縣	三、六七七	一八、八三四	六、二〇五	二五、〇三九
長崎縣	三、〇四二	三、八〇六	一、三九七	五、二〇三
北海道	一、三一八	七、五八九	一、九六二	九、五五一
其他	八、九九六	四六、九〇九	一四、四七八	六一、三八七
計	四〇、九五七	二二六、〇二〇	七二、一〇七	二八八、一二七

右の様な分布状態であるが、渡航者の職業に就て見るに總數の六一%が労働者で有り、學生が五%八雜業が三三%一を占めてゐる状態にて、その六割強が労働階級で、内地在住朝鮮人の大部分は無産労働者階級であることが推察されるのである。

渡航者職業調 昭和七年中釜山經由者
 労働者 六二、二二四 六一%
 學生 五、九八一 五%
 雜業 三三、六八二 三三%
 計 一〇一、八八七 一〇〇%

1. 渡航状況と附帯條件

前項に於て述べた様に、朝鮮人労働者の内地移住は、失業の輸入であり、社會問題として數々の難問題を内包して居るが、其の渡航原因や理由を調査すると、一面同情すべき點も多々あるので、渡航制限制度を以て一時の移住を阻止するよりも、根本的移住防止策を講究して、内鮮兩方の失業問題を緩和すると同時に、その融和親善を樹立するのは、目下に於ける何よりの根本的問題である。然らば、其の根本問題とは何を指すのであるか。之を闡明するには、一應彼等の内地渡航に關する理由及其の動機に就て觀察する必要があるのはいふまでもない。即ち、朝鮮人労働者の内地移住の根本原因として見られるのは、その言葉の適當不適當は別として、内部的及外部的の二様の原因が擧げられるのである。

内部的、原因——朝鮮人口の八割を占めて居る農民は極度に窮乏し、農村は疲弊し切つてゐる。朝鮮に於ける貧乏の懸隔は實に甚だしく、地主と小作人の二大階級に分れ、中産階級に屬する農民は、少部分に屬する。農村の疲弊原因は實に茲に存するもので、地主階級も都市に移住する不在地主であり、小作農民は極度に窮乏してゐる貧農階級がその大部分であるため、農村の自治的振興と、相互扶互的農村にとつて缺くべからざる相助の能力が皆無である上に、舍音と稱する小作管理人が、彼等の中間に介在して土地耕作權の支配と、小作料の徴收を行ふ

外は、小作貧農の福利的方面は勿論、小作費用の貸與さへ行はれてゐない状態である。
昭和七年末の統計に依れば、

農家戸數	二、九三一、〇八八戸	百分比
地主 甲	三三、八九〇	三%六
地主 乙	七一、九三三	
自作 兼小作	四七六、三五一	一六%一
小作	七四二、九六一	二五%一
純火田民	一、五四六、四五六	五二%八
	六〇、四九七	二%一

以上の様な數字を示してゐるが、自作及自作兼小作は累年その數を減じ、地主及び小作は、其の數を増加せしめてゐる状態である。

自作乃至小作一戸當の耕作面積は、北鮮地方にありては、人口の密度が稀薄のため、比較的潤澤で普通七反百姓と稱せられてゐるが、これに反し、南鮮地方は人口調密のため隨所に五反百姓の稱へさへある場所もある。

而し、農民の一戸當り平均人口は五、六人弱に該當し、小作料は、その慣習性に依り、契約の一定額又は、率に依り之れを徴收するものであるが、五割(切半)を普通とし、年々の豊凶程度に依り増減又は減免が行はれる。

加之、金費の使用、舍音に對する心付その他の悪弊、殊に近來財界の變動並に、生活費、教育費等の負擔

額増加、凶作及米價安のため、中農以下の疲弊甚だしく、貧農に轉落する農村労働者の數は、全く夥しい状態である。

また、農村に於ける財政的、又は、金融的方面を觀察するに、日韓合併といふ一大政治的變動に原因し、農村の經濟的變化は、彼等に相當な打撃を與へたことは前項に於て述べた通りである。即ち、封建的域を脱してない當時の朝鮮の社會機構が、急激に流入する高度資本主義の荒濤に莫大な打撃を蒙ることになり、各産業は勿論、家内工業及び手工業は萎縮し、近代的諸工業が社會全般を支配することになつた。

近代的産業革命が、全人口の八割を占めてゐる朝鮮農村を振動させ、朝鮮特有の農村諸制度は異狀な變革を茲に見るに至つた。即ち、朝鮮の農村に久しく發達せる契の制度にも大異變を招來して、契は地方特に農村方面に發展せる自助的互助組合であるが、高度資本主義は、農行銀行、金融組合等の形に於て一般的に浸入した。そうして道義的、原始的互助組合たる契を畏縮せしめるに至つたのである。

この外朝鮮に於ては、年々歳々死亡率の減少に引反へて、出生率が増加し、毎年平均三〇萬乃至四〇萬の人口が朝鮮内に自然増加を爲してゐるのである。

外部的原因——内地は朝鮮に比して、産業が發達し、労働市場が盛況を呈してゐる。それと同時に労働賃銀が朝鮮に比して高率であるが、内地の企業家は彼等が内地人労働者より低賃銀で使傭せられるを以て一面迎合する向もあり、ある時代に於ては大量的に彼等を輸入使役したことも尠くない。現今在内地朝鮮人労働者の中には、當時大量的に募集されて來た者の殘留組も幾割かあることは辭み難い事實である。之は、内地企業家の朝鮮人労働者に對する一時の利慾感より産れた結果であるが、一方朝鮮人労働者の中には相當の金額を郷里に送付する者

あり、之により其の近親者が生活を支へて行くものもあれば、農資金の補助若くは、家屋の新築土地の購入等をなすもものである之を目撃した村民は、内地に渡航さへすれば一握千金の夢が實現するものと過信する傾向あり、之が一種の渡航慾を誘致する原因ともなるのである。之に就て同じく慶尙南道に於ける一例を示せば、仍ち

内地在住朝鮮人送金状況調

(慶尙南道廳調)

年次	在住人員	送金額
昭和四年	五七、二四二人	一、二九〇、二五七
五年	六三、八一一人	八九四、一〇五
六年	六七、〇一八	八三〇、〇三八
七年	八四、四八四	六七九、六一〇
八年	九三、六七六	六六八、四九八
九年	九三、六七六	六〇八、六四八
六月末(八年人口に依る)		

之を一人當りに見るときは、其の額僅少な人も人に依つては相當多額のものもあり、窮乏せる貧農には相當影響を與へて居る。この金子を送金するためには相當無理や、不義理をなして居る者も尠くない現状にある。以上は極めて簡単な渡航原因の考察に過ぎぬが、彼等の内地渡航に對する希望の實状の一例を示せば左の通りである。

年次	内地渡航出願人員	諭止	渡航	渡航率
昭和七年	四八、四四九	三二、七八九	一六、六六〇	〇・三四八%
八年	五八、七七二	三七、七九九	二〇、九七三	〇・三五七%
九年(六月迄)	四〇、九六八	二五、五三九	一五、四二九	〇・三七七%

右は、慶尙北道一道の例であるが、希望者は渡航者の約三倍弱に該當する。

本道は慶南、全南、全北と共に、地理的に近距離であり、内地渡航者最も多き處であるため、全道を此の率で見るとは不當であつても、如何に彼等が内地渡航の希望に燃へて居るかの、實情を知る一端となるであらう。

次に渡航者の渡航理由について調査するに、金儲けの爲を理由とする者最も多數で有り、世帯持に於ては四〇・〇四%獨身者に於ても四一・六三%である。

金儲けの爲を理由とする者に次で生活難を理由とする者、世帯持に於ては三七・〇四%、獨身者に於て二六・二八%で右二者は全體の六割乃至八割を占めて居る。

右以外の理由を有する者は、種類に於ては區々になつては居るが、數に於ては極僅少なものである。而も勉學、子供の教育、技術習得等の他は、何れも生活難を原因とするものである。従つて在住朝鮮人は何れも金儲けの爲とは云へ一攫千金の夢を見ながら渡航するものではなく、やむにやまれぬ眞剣な生活上の苦痛より脱脚せんとする努力の表れに外ならぬものである。

渡航理由

(世帯持)